

令和6年度奄美市 紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業 募集要項

※この事業募集は令和6年度予算の成立を前提に行うものです。

1. 事業の趣旨

奄美市では、行政と地域社会及び市民が協働し、地域課題を解決する市民協働のまちづくりを進めています。

「奄美市紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業」は、「市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する」様々な事業を応援する制度です。

やる気のある NPO 法人, 地域の自治会その他任意団体等（以下「市民団体等」という。）が推進する知恵と工夫にあふれた独自の取組みや、「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」奄美市の実現に向けた事業について、その事業費の一部を市が助成いたします。

2. 応募できる市民団体等

助成対象団体及び連携団体は、次のいずれにも該当する団体であることが必要です。

- (1) 規約・会則等を持ち、責任者が明確で、会計処理（予算・決算含む）が行われている団体であること。
- (2) 活動拠点が奄美市内にあり、奄美市内で活動実績があること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。ただし、NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - ② 特定の公職者（候補者を含む）又は、政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ③ 暴力団又は、暴力団やその構成員の統制下にある団体
 - ④ 無差別大量殺人行為を行った団体又は、その団体や構成員の統制下にある団体

3. 助成対象事業・助成額等

(1) 対象となる事業

以下の要件を全て満たしている事業とします。

- ① 奄美市内で実施される事業

- ② 奄美市の財源による他の補助金等の対象となっていない事業
- ③ 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確である事業
- ④ 事業終了後、地域に根付き、事業効果が継続される事業
- ⑤ 令和7年2月28日（金）までに完了する事業

(2) 事業の種類

① 地域活性化施設等整備助成事業（ハード事業）、②創造プログラム助成事業（ソフト事業）の2つとし、それぞれ以下（ア）、（イ）の事業区分を設けます。

（ア）連携による協働のシマづくり事業

異なる団体との連携により、新たな視点やアイディアによって、地域の諸課題の解決や、地域の活性化に向けて協働で取り組む事業

（イ）その他の事業

その他、地域活性化に資する事業

(3) 助成額等

助成金交付の対象経費及び事業区分等は、以下のとおりとして、千円未満の端数は、切捨てとなります。

① 地域活性化施設等整備助成事業（ハード事業）

地域や集落の活性化の拠点となる施設又は設備を整備する下表に該当する事業とし、助成額上限は1件につき300万円とします。

助成対象経費	事業区分		助成対象経費に占める助成金の割合
専門的な技術等を要する部分以外を団体の構成員が労務を提供し、実施する事業に係る経費	(ア)	連携による協働のシマづくり事業	9／10 以内
	(イ)	その他の事業	7／10 以内
事業のほとんどを外部へ発注する事業に係る経費	(ア)	連携による協働のシマづくり事業	7／10 以内
	(イ)	その他の事業	5／10 以内

② 創造プログラム助成事業（ソフト事業）

共生・協働のまちづくりを推進する上で、創意と工夫に富み、他のモデルとなるような先駆的・創造的な下表に該当する事業とし、助成額上限は1件につき100万円とします。

事業区分		助成対象経費に占める助成金の割合
(ア)	連携による協働のシマづくり事業	9／10 以内
(イ)	その他の事業	7／10 以内

(4) 所有権

本事業で整備した施設・設備等の所有権は、原則として事業実施団体に帰属するものとします。

4. 対象とならない経費

助成対象経費は、事業実施に必要な経費とします。ただし、次に該当する経費は対象となりません。

(1) 人件費

但し、事業実施のために雇用した活動員等の費用は、助成金額の20パーセントまで可とする。

- (2) 飲食費（社会通念上、適切と判断されるものは除く。）
- (3) 記念品や商品券等金券の購入代金
- (4) 家賃（敷金、礼金等も含む。）
- (5) 土地の取得、造成、補償にかかる経費
- (6) 団体の組織自体を運営していくための経費
- (7) 証拠帳票類の写しが確認できない経費
- (8) 事業実施に直接係らない経費や社会通念上適切でない経費
- (9) その他市長が適当でないと認める経費

5. 募集期間と応募方法

(1) 募集期間

令和6年3月1日（金）～令和6年3月29日（金）

(2) 応募方法

(3)の応募書類を(5)の提出先まで郵送又は持参してください。

※ファックスや電子メールでの応募は受付いたしません。

※募集期間を過ぎて持参又は郵送された書類は受付できません。なお、応募期間最終日の締切時間は午後5時15分までとします。

※提出いただいた書類はお返しいたしませんのでご了承ください。

(3) 応募書類

連携による協働のシマづくり事業に応募される場合は、連携する全ての団体の⑥団体概要及び⑦添付書類が必要になります。

- ① 奄美市紡ぐきよらの郷づくり事業応募書（様式1）
- ② 事業計画書（別紙1及び別紙1－1）
- ③ 収支予算書（別紙2）
- ④ 事業の実施体制（別紙3）
- ⑤ 事業計画のアピール（別紙4－1）
- ⑥ 団体概要（別紙5）
- ⑦ 添付書類
 - ・団体の規則・会則・定款（A4版。書式は自由です。）
 - ・団体の会員名簿及び役員名簿（A4版。書式は自由です。）
※会員の住所は居住市町村が判別できればけっこうです。
 - ・団体の直近1年間の収支計算書または決算書（A4版。書式は自由です。）

（4）応募書類等の配布場所

募集要項・応募書類の配布は次の場所で行っています。

- ① 奄美市役所 名瀬総合支所 企画調整課 市民協働推進室
TEL 0997-52-1111（内線5428）
- ② 奄美市役所 住用総合支所 地域総務課
TEL 0997-69-2111
- ③ 奄美市役所 笠利総合支所 地域総務課
TEL 0997-63-1111
- ④ 奄美市ホームページ
<http://www.city.amami.lg.jp/>

※ホームページでは平成21年度から令和5年度までに採択・実施された事業の概要を掲載しておりますので、応募の参考にされてください。

（5）応募書類の提出先

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号

奄美市役所 名瀬総合支所 企画調整課 市民協働推進室

※応募は上記(4)に記載している各総合支所でも受け付けます。

6. 審査・選考方法

- (1) 予備審査
応募要件や必要書類の確認
- (2) 一次審査（応募書類審査）
本助成事業の趣旨への適合性等の評価
- (3) 二次審査（団体のプレゼンテーション及び応募書類による審査）
地域社会における必要性、公益性等に関する評価
※応募団体から事業についてのプレゼンテーションをしていただく予定です。
- (4) 評価機関

予備審査	奄美市企画調整課
一次審査	奄美市関係課
二次審査	奄美市行政改革推進委員会補助金等評価分科会 及び行政職員

(5) 選考・決定について

各審査の段階で不採択とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. 評価基準

(1) 地域社会における必要性

地域社会の課題を的確に捉え、地域社会のニーズ（需要）に応えるものであるか。

(2) 創造性

応募団体が、新たに実施する事業又は既存事業を発展的に向上・拡充する事業であり、他の団体・地域への波及効果が期待できるものか。

(3) 公益性

事業の対象（受益者）が、特定のものに限定されず、地域社会に広く貢献するものであるか。

(4) 実現性

事業計画や実施体制は、具体的で実現可能な事業であるか。

(5) 収支計画の妥当性

収支計画は、事業内容に見合っており、助成金が有効に活用されるものとなっているか。

(6) 事業実施後の活動計画

今回の事業を、今後どのような活動で地域の活性化に繋げていくか、計画は具体的であるか。

※特に「公益性」については、不特定多数人の利益という観点から重要な評価基準となります。

※自治会、町内会、集落等の地縁団体が応募する場合は、上記文言中の「地域」ならびに「地域社会」は、「自治会、町内会、集落等の地縁組織」と読み替えるものとします。

※地域活性化施設等整備助成事業（ハード事業）については、地域や集落の活性化に資する事業であるかどうかも重要な評価基準となります。

8. 選考結果と助成金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての団体に対して文書でお知らせいたします。なお、採択、不採択に係らず、選考過程、選考結果に対する質問等は受け付けられませんのでご了承ください。

(2) 助成金の交付申請

選考の結果、助成対象としてお知らせした団体には、所定の「助成金交付申請書類」を提出していただきます。

(3) 助成金の交付

助成金は必要に応じて交付決定額の 80 パーセント以内を概算払いでお支払いし、事業完了後、各団体からの実績報告書を受けて精算いたします。このため、最終的な額を確定する段階で、証拠帳票類の写しが確認できなかった場合など、助成対象経費が減少したときには、助成金を一部返還していただくことがあります。

9. 報告等について

対象となる事業が完了してから 30 日以内、又は令和 7 年 3 月 7 日(金)のいずれか早い日までに、次の書類（写真についてはデータでの提出を含む。）を提出していただきます。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書（別紙 1）
- (3) 収支決算書（別紙 2）
- (4) 対象経費の支出を証する帳票等（領収書等）の写し
- (5) 事業に関連する写真・資料等
- (6) 事業実施後 3 年間の活動計画書（別紙 3）

※事業の成果を踏まえたもの

10. 情報公開・情報提供

事業の「公共性」、「透明性」を高めるため、採択団体の団体名及び事業内容、助成額等については、隨時、奄美市のホームページ等で公開いたします。なお、各審査の選考過程・内容については、非公開といたします。応募の際は、あらかじめご了承ください。

また、ハード事業で助成金交付を受けた団体は、その後の活動状況について、3 年間、半年に一度の報告をお願いいたします。

11. 事業のスケジュール

- (1) 募集期間 令和 6 年 3 月 1 日（金）～3 月 29 日（金）
- (2) 審査・選考 令和 6 年 4 月上旬～5 月下旬（予定）
- (3) 採否決定 令和 6 年 6 月上旬（予定）
- (4) 事業の実施 助成金交付決定日～令和 7 年 2 月 28 日（金）
- (5) 実績報告 事業完了後 30 日以内、又は令和 7 年 3 月 7 日（金）のいずれか早い日まで

12. お問い合わせ先

奄美市役所 名瀬総合支所 企画調整課 市民協働推進室

T E L : 0997-52-1111 (内線 5428)

F A X : 0997-52-1001

E-mail : shiminkyodo@city.amami.lg.jp

奄美市ホームページ : <http://www.city.amami.lg.jp/>

奄美市HPトップ画面→「市民向け情報」→「まち・くらし」

→「市民活動(共生・協働)」→「市民活動支援」

→「奄美市紡ぐきよらの郷（しま）づくり事業」